

## 伊達市健幸ポイント対象事業実施要項

この要項は、伊達市健幸ポイント事業実施要綱（平成 29 年伊達市告示第 77 号。）第 4 条第 4 号に規定するその他市長が認める事業に関して、必要な事項を定めるものです。

### 1 認定要件

認定の対象となる事業は、次の①～③の要件をすべて満たしているものです。

- ① 団体で実施するウォーキング事業であること
- ② すべての市民が参加対象となる事業であること
- ③ 主催者が健幸ポイント事業参加者の当該事業への参加を記録及び管理できること

### 2 申請者

- (1) 事業の認定を申請することができるのは、認定要件を満たす事業を主催する団体等です。
- (2) 営利、政治、宗教活動等を目的とした団体及び伊達市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 13 日条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団からの申請は、受理しないものとします。

### 3 申請方法

事業の認定を受けようとするときは、伊達市健幸ポイント対象事業認定申請書を事業実施日の 30 日前までに市へ提出してください。

### 4 事業認定

- (1) 事業認定は、伊達市健幸ポイント対象事業認定通知書によって団体等へ通知します。
- (2) 営利、政治及び宗教活動等を目的とした事業並びに公序良俗に反する事業については、認定しないものとします。
- (3) 事業認定をした後に、申請団体等又は認定をした事業が、2 の（2）に該当する団体または 4 の（2）に該当する事業であることが判明した場合、当該認定を取り消すものとします。

### 5 実施報告

団体等は、認定を受けた事業を実施後、10 日以内に伊達市健幸ポイント対象事業実施報告書を市に提出してください。なお、実施報告書は、事業 1 回開催ごとに提出が必要です。

### 6 その他

- (1) 市は、認定された事業を団体等が実施するにあたって発生した事故等については、その責めを負いません。
- (2) 不明な点は、健幸都市づくり課 電話 024-575-1146 へお問合わせください。

#### 附則

この要項は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。